

日本国内に生活の基礎があると認められるもの (国内居住要件の例外)

日本国内に
住所を有して
いるか

令和2年4月1日以降、被扶養者認定要件に国内居住要件が追加されます。
ただし、次の例外に該当し、生計維持関係などの要件を満たせば被扶養者認定されます。

いいえ

日本国内に生活の基盤があるか(国内居住要件の例外に該当)

- ①外国において留学する学生
- ②外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外渡航する者
- ④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者
- ⑤上記に掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

はい

はい

生計維持関係などの要件を
満たせば被扶養者認定されます

いいえ

被扶養者認定できません
→保険証を添付し、削除の
届出を提出

※令和2年4月1日削除となります。